

健康食品などのマルチ商法 もうけは一部の人だけに

マルチ商法とは、商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入る取引形態のことをいいます。岐阜県においてマルチ、マルチまがいの相談は、2010年度から13年度にかけて減少傾向にありました。14年度は、前年より20%近くも増加しています。

▼友人に「1年で原資が倍になる」と誘われて健康食品を扱うマルチに加入した。200万円を指定された業者の海外口座に送金した。その後2年経過したが、もうけが出ているか分からず、友人に尋ねても納得できる説明が得られない。(50代：女性)

▼病院の待合室で親しくなった人から、健康に良いとされるジュースの購入を勧められ承諾した。しかし、それはマルチ組織に加入し、定期的に高額なジュースを買い続ける仕組みだと家族に指摘された。解約したいができるか。(70代：女性)

▼友人からネットワークビジネスに誘われた。不動産掲載サイトに不動産情報を掲載させるたびに権利収入が得られるという説明だった。一人勧誘するたびに10万円入ると言われ21万円を支払って契約した。その後、すぐに解約を申し出たが3万円しか返せないと言われた。全額返金を求める。(10代：男性)

マルチ商法は、自分の系列に会員が増えるほどマージンが入り利益が増える仕組みになっていますが、実際に儲かるのはごく一部の上位の人だけです。しかし、勧誘の際には、単に「誰でも簡単にもうかる」などと強調する場合も少なくありません。実際に自分にどの程度の収入が見込めるのか、慎重に見極めることが重要です。

マルチ商法については、特定商取引法のクーリング・オフが認められています。また、クーリング・オフ期間が過ぎても、一定の条件を満たせば在庫商品を返品し、返金を求めることができる場合があります。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8：30～17：00)

土曜日は電話相談(9：00～17：00)のみ受付

消費者ホットライン 188(いやや)

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ 0570-064-370も引き続きお使いいただけます。